

随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

西大阪治水事務所が所管する三軒家水門は、高潮・津波発生時に、迅速かつ確実な動作が求められる府民の生命と財産を守る重要な防災施設である。

本工事は、三軒家水門走行機電動手動切替装置外の修繕工事であり、電動手動切替装置の製作・撤去・据付並びに動作確認の一切を実施するものである。

当該設備はいわゆる汎用設備ではなく、製作会社独自の技術や設計で製作されている。従って、本工事を履行するにあたっては、当該設備の設計・製作において、その機能・構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に工事を行わせた場合、一貫した責任と保証を持たせることが困難となる。

以上のことから、本工事を履行できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した日立造船株式会社以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略し、同社のみより見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。